機密保持の同意書

私/当社は東京都が主催し、アデコ株式会社(以下、「運営事務局」という。)が受託し運営する「中小企業サイバーセキュリティ社内体制整備事業」(以下、「本事業」という。)に参加するに当たり、下記の守秘義務及び諸条件について誓約し、同意します。

第1 機密情報保持義務

本事業に参加することにより知り得た(1)に係る情報については、秘密を保持し、いかなる場合においても、第三者に対し利用・開示・漏洩することがないよう、厳重に管理すること。

ただし、(2)のいずれかに該当する事項については、この限りでない。

(1)機密情報の対象となる事項

本事業において実施されるセミナー、ワークショップ及び専門家派遣について配布される資料、参加企業とのディスカッション等を通じて触れることとなる項目など、事業を通じ入手する参加企業に関する情報のうち、下記①から⑥に該当する一切の情報について、機密情報の対象とする。

- ① 参加企業の情報セキュリティ対策に関する情報
- ②参加企業の内情に関わる情報
- ③ 参加企業の一般に公表されていない情報
- ④ 参加者のプライバシーに関わる情報
- ⑤ その他、参加企業や参加者に不利益をもたらすと想定される情報
- ⑥ その他、特に機密情報の対象として運営事務局が指定した情報

(2)機密情報の対象外となる事項

本事業において参加者が知り得た情報のうち、下記のいずれかに該当する事項については、(1)に該当する場合であっても機密情報とみなさないものとする。

- ① 参加者が知り得た時点で、すでに公知であった情報
- ② 参加者が知り得た後に、参加者の責によらず公知となった情報
- ③ 本事業に参加する以前に、正当な方法により、既に参加者が保有していたことを立証し得る情報
- ④ 本事業とは無関係に、参加企業間の合意形成などの正当な方法により、当該企業間で取り扱いを 定めた情報
- ⑤ 正当な権限を有する第三者から正当な方法により取得した情報

第2 セミナーやワークショップでの撮影、録音、録画の禁止

前項で規定する守秘義務が発生する情報流出を防止するため、事業への参加時には、参加者が個別に 録音、録画、写真撮影を行わないこと。

第3 機密情報返還、破棄の義務

第1において規定する情報について、参加企業からの求めに従い運営事務局が情報の返還若しくは破

棄の指示をした場合は、本事業を通じて取得した機密情報並びに複製物及定された方法で破棄すること。	び複写物	7等を返還、	または指
第4 機密保持義務の存続 本同意書に記載された機密情報保持義務は、本事業の支援期間後も存続	するもの	Dとする。	
			以上
「中小企業サイバーセキュリティ社内体制整備事業」への参加に当たり、			上記機密
事項に関わる条件に同意した証として、下記に記名捺印の上、運営事務局	に提出し	ます。	
<企業同意部分>	令和	年	月 日
企業名:	_		
企業所在地:	_		
代表者氏名:	_	社 印	
<参加者同意部分>			

参加者氏名:

本人印